

城東中学校いじめ防止基本方針

平成26年9月作成

平成31年2月一部改訂

はじめに

ここに定める「城東中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止の基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、「城東中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 「いじめ」とは

「城東中学校の生徒に対して、本校に在籍している等、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

① いじめの特質

- ・いじめは、目に見えにくいもの
- ・いじめは、人に相談しにくいもの
- ・いじめは、いつでもどこでも、誰にでも起こり得るもの
- ・いじめの態様は、冷やかしからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
- ・いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
- ・いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの

② いじめの種類

- ・冷やかしからかい・悪口や脅し文句、いやなことを言われる **【言葉】**
- ・仲間はずし、集団での無視 **【仲間はずし】**
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする **【軽度暴力】**
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする **【暴力】**
- ・金品をたかられる **【恐喝】**
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする **【悪戯】【盗難】【損壊】**
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする **【脅迫】【侮辱】【強要】**
- ・SNSやインターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、言われる **【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】**

(3) いじめ克服のための本校の構え

- ① 「未然防止」「早期発見」「見逃しゼロ」「即時対応」が大原則である。
- ② 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で即時に対応する。
※子供の訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応する。
- ③ 悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは明らかである。
いじめた側への指導とともに、いじめられた側への気持ちの寄り添いを基本とする。
- ④ 一部の問題とせず、学校全体で組織的な対応をとる。

(4) 「いじめに係わる行為の解消」について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（概ね3ヶ月を目安）継続しているとともに、本人と保護者の面談により、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態になって、いじめの解消とする。

いじめが解消に至るまで、被害生徒への支援を継続していく。

2 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 構成員と任務

校長【総指揮】 教頭	①方針の明確化 ②組織の活発化 ③校内研修の充実 ④保護者面接（必要な場合） ⑤外部機関との連携 ⑥マスコミ対応
生徒指導主事	①情報の集約 ②指導・支援の指示 ③生徒への指導（事情聴取・説諭） ④保護者面接（必要に応じて）
学年主任 学年生徒指導担当	①学級担任のフォロー ②生徒への指導（事情確認・説諭） ③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ④解決後の生活見届け、学年全体指導
学級担任	①いじめの早期発見・事実確認 ②管理職・対策委員会への報告 ③生徒への指導（事情聴取・説諭） ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑤保護者面接 ⑥解決後の生活見届け、学級指導
養護教諭	①生徒来室状況や会話等の情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供
S C 生徒指導支援員	①必要に応じて被害・加害者へのカウンセリング ②対応等に対する助言や支援 ③生徒の状態把握と情報提供

※その他必要に応じて、市教育委員会（J A S T）・児童相談所・警察・医療機関等と連携する

(2) いじめ発生後の対応

いじめの事実が確認されたら、直ちに対策委員会を招集し、学校全体で組織的に対応する。

3 いじめ防止対策に向けた取組

(1) 未然防止に向けて

- ① 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
 - ・集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取ることや、温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりを推進する。
 - ・いじめ見逃しゼロスクール運動を推進する。

- ② 「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成
- ・毅然とした生活指導と、きめ細やかな個別支援を組織的に行い、きまりを守る生徒集団づくりを推進する。
- ③ 仲間との関わりを通して、思考を深める授業の実践
- ・「自己の考えをもち、表現する」場面や「生徒同士が学び合い、考えを交流させる」場面、「学習したことを振り返る場面」を意識的に設定する。
 - ・生徒が課題に集中して取り組むことができるよう、授業のユニバーサルデザイン化を図る全教科共通で実践する事項（「UD共通実践事項」）を設定する。
- ④ 「生命」や「人権」を大切にする指導
- ・人権意識や人権感覚を養う指導を計画的に実施し、学校全体で共感的人間関係が存在する風土づくりを目指す。
- ⑤ 「情報リテラシー」「情報モラル」の育成
- ・最近のいじめ問題にはインターネットを通じて行われるものが急増していることから、生徒、保護者にたよりや講演会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルの向上を図る。

（２）早期発見に向けて

① 生徒の丁寧な見取り

時系列項目	生徒を観るポイント
登校～朝学活	1 遅刻・欠席・早退などが増えた。
	2 返事に元気がない。
授業時間	3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	6 グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
休み時間	7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	9 遊び仲間が変わった。
昼食時間 清掃時間	10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
	11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。
終学活～下校	12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
	13 責任を押し付けられたり、追及されたりすることが多い。
部活動時間	14 終学活終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
	15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
学校生活全般	16 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言いつ出す。
	17 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	18 本意でない係や委員にむりやり選出される。
	19 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
21 持ち物がなくなったり、壊されたりすることがある。	

※心ない言動や行動、暴力行為等を見た場合は、その場ですぐに止めさせる。最優先で指導する。

② 各種アンケート等による情報収集

- ・「心の一週間（ここイチ）」

生徒理解、生徒とのレポートづくり、情報収集を目的に行う。

心配な記述が見られた際には、すぐに対応する。必要に応じて、家庭訪問も行う。

- ・生活アンケート（学校評価アンケート）

7月、12月の年2回実施する。

③ 生徒指導部会

- ・毎週火曜2限に、生徒指導部員による情報交換と協議を行う。

学年生徒指導担当及び資料を通して、問題の状況や取組、指示事項を全職員で共通理解する。

④ 教育相談

- ・年2回（4月、9月）教育相談週間を設定し、生徒一人一人個別の面談を実施する。

⑤ 家庭との情報交換

- ・保護者との丁寧な連絡・連携・協力依頼の推進。

- ・「子どもとともに、1・2・3運動」

欠席が続いた場合、要因がいじめの可能性があると対応する

欠席1日目：家庭連絡をし、保護者または本人から状況をきく

2日目：生徒の具体的な状況を電話等により把握する

3日目：家庭訪問を実施し、保護者または本人と面談する

- ・期末PTAでの情報収集

（3）いじめを認識した後の取組（即時対応）

※ 「確かな初動対応、被害者の立場に立った対応」を常に心掛けて指導にあたる。

※ 学級担任や部活動顧問等で抱え込むことがないように、組織的に対応する。

- ① **1（2）②**等の行為を見た場合は、その場ですぐに止めさせる。複数の職員で当事者及び傍観していた生徒から状況の確認を行う。発見者（事情を確認した職員）は、内容を問わず該当学年主任及び学年生徒指導担当に報告する。
- ② 当該生徒及び保護者、他の生徒、地域、関係機関等からいじめの訴え（いじめと疑われる行為の報告）を確認した者は、その日の内に該当学年主任及び学年生徒指導担当に報告する。
- ③ ①②の報告を受けた当該学年部職員は、すぐに生徒指導主事・管理職に報告する。管理職はいじめ防止等対策委員会を招集し、対応の方法を協議する。
- ④ 教頭は、その日の内に市教育委員会へ事実を報告し、対応について指導を受ける。
- ⑤ 被害生徒を守る立場に立ち、その日の内にいじめ防止等対策委員会の対応について、被害生徒とその保護者と相談し、意向を尊重しながら慎重に対応する。
- ⑥ 正確な事実関係を把握するための体制を確立する。
手順・役割分担・聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認し、関係者を個別に同時進行で事情確認する。
- ⑦ 必要に応じて、市教委の指導の下、警察と連携して対応する。
- ⑧ 対応について、全教職員へ周知する。
- ⑨ 指導等は必ず複数で当たり、加害生徒及び傍観していた生徒については、いかなる理由があ

ろうと「いじめ」は許されない行為であることを理解させ、被害者へ謝罪する心情になるまで根気強く指導する。ただし、謝罪の場を設けるかどうか、どのように行うかは被害者の状況（意向）を十分に配慮する。

⑩ 被害生徒及びその保護者に対して

- ・心のケアや登下校・休み時間等の見守りを継続する。
- ・指導後も保護者に経過等を定期的に報告する。

⑪ 加害生徒及びその保護者に対して

- ・いじめを行った動機や気持ちにしっかりと目を向けさせ、いかなる理由があろうと「いじめ」は許されない行為であることを理解させる。また、相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善について深く考えさせる。
- ・加害生徒の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、加害生徒が前向きに生活していけるよう指導する。
- ・指導後も保護者に経過等を定期的に報告する。

⑫ 傍観生徒・観衆生徒に対して

- ・いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを指導する。
- ・全教育活動を通して、思いやりの心の育成を目指す。

⑬ 再発防止に向けて、必要に応じてPTA 役員の協力を得て、学年または学級PTA を開催したり、たよりで現状を報告したりする。

⑭ 教頭は、⑤～⑨及びその後の状況について、市教育委員会へ細かく報告し、指導を受ける。

